木造低層小規模建築物の 実践方策の手引き

~非住宅建築物の木造化に向けて~

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

目次

はじめに

本手引きの利用にあたって

Ι	木造低層小規模建築物の時代	1
	 木造建築に追い風が吹いています	4
П	木造低層小規模建築物の受注機会の創出<企画段階>	8
	1. 木造低層小規模建築物の事業化のパターン	8
	2. 地域工務店等が事業主 (施主)・事業コンサル等に伝えるべき情報	. 10
Ш	木造低層小規模建築物の設計体制づくりと設計上の留意点<設計段階>	. 18
	1. 地域工務店等を取り巻く事業者体制づくり	. 18
	2. 木造低層小規模建築物の設計時の留意点	. 21
	3. 木造低層小規模建築物の設計提案のための参考情報	. 23
IV	木造低層小規模建築物の効率的な建設<施工段階>	. 32
	1. 木造低層小規模建築物の施工管理時の留意点	. 32
	2. 「木造パートナー」との連携時の留意点	. 34
V	参考情報	. 39
	1. 地域工務店等と木造パートナーとの連携	. 39
	2 木浩低層小規模建築物事例集	00

はじめに

本資料は、「木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築事業」(ウッド・チェンジ・ネットワーク事業)における低層小規模ワーキンググループ(WG)の活動をまとめたもので、木造建築を建設する側の関係者向け、特に、これまで非住宅木造建築の建設経験のない関係者(工務店、事業企画者、設計者、施工者等)を対象としてまとめたものです。また、併せて、施主が建物の構法を選択するときに参考にする、木造建築の特長をまとめた「身近なまちの建物の木造化のすすめ」と対をなすものです。

非住宅用途の木造建築のうち、規模が小さく、住宅程度のスパンの建物の場合、そこで用いられる構造体の建築資材は、住宅と大きく異なることはありません。ただし、①用途に応じた設備の設置、②用途に応じた建築への制限、特に防耐火・衛生の仕様の採用、③床遮音等の住宅を上回る性能の実現、が必要になります。更に、スパンが大きくなると、一般の住宅では扱わない資材、たとえば、大断面集成材、LVL、トラス、Iビームなどが必要になる場合があります。

本書では、それら非住宅用途の木造建築の企画から施工までの進め方、すなわち、それらの建物を効率的に実現していくための手順や留意点を示しています。また、それらに精通した担い手として、木造パートナーという職能・職域が生まれる可能性が高いことを提示しています。今後、非住宅用途の木造建築が増えていく中で、それぞれがどのような役割を担うか、現在の業態との関係、および今後の方向性を考えるための資料にもなると思います。

前述の「身近なまちの建物の木造化のすすめ」と併せて活用することで、施主に喜ばれる非住宅の木造建築が増えていくことを期待しています。

大橋 好光 ウッド・チェンジ・ネットワーク・低層小規模 WG 主査 東京都市大学名誉教授

本手引きの利用にあたって

本手引きの目的

- ・現在では、法律の整備や技術の進歩により、様々な用途や規模の建物を木でつくることが可能となっています。
- ・木は五感に働きかける様々な効果の他、地球環境にやさしく、地域経済の活性化にも寄与します。
- ・木造で建設することは、他の材料構法に比べ工事期間や建設コスト面でもメリットがあります。
- ・林野庁「木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築事業(ウッド・チェンジ・ネットワーク)」 の低層小規模ワーキンググループ(以下、本WGという)にて検討してきた成果を基に、低層小規模建 築物が企画された際に、木造が選択肢として選ばれるための留意点や、設計・施工の段階において、効 率よく円滑な業務を遂行するために留意すべき点を整理しています。
- ・本手引きで紹介する情報を基に、木造低層小規模建築物の実践に取り組まれることを期待しています。

本手引きの対象者

本手引きは、主として以下の方を対象とした内容となっています。

・地域工務店や地域の中小ゼネコンに所属する営業担当者・設計者・工事管理者

木造低層小規模建築物とは

本手引きで取り扱う「木造低層小規模建築物」とは、主として以下の要件に当てはまる建物を想定しています。

①立地:全国各地の法22条区域、準防火地域または、その他の地域(防火規制なし)に立地する

ことを基本としています。

②用途:住宅以外の用途を基本とし、多様な用途を対象としています。

③構法: 木造軸組構法、枠組壁工法、パネル工法等とし、構法は限定していません。

4階数: 平屋建て、または2階建てを基本とします。

⑤規模:500 ㎡程度を目安とし、最大で 1,000 ㎡未満程度を基本としています。

⑥防耐火性能: 主として「その他の建築物」とし、「準耐火建築物」を含みます。

本手引きの使い方

- ・本手引きは木造低層小規模建築物の企画・設計・施工の各段階の実践の場面で留意すべき事項の要点を 整理しています。
- ・1章では、木造に取り組むための後押しが高まっていることや、木造低層小規模建築物の実例が増えつつあること、2章では企画段階において木造を選択されるための事業企画者に対する留意点等、3章・4章では、設計段階・施工段階において木造低層小規模建築物を実現するために留意点等を紹介しています。5章では参考資料の概要を紹介しています。
- ・なお、本手引きでは要点の紹介にとどめており、詳細な情報については、手引き中で紹介している文献 や資料を参照されることを基本としています。

木造低層小規模建築物の時代

1. 木造建築に追い風が吹いています

Ι

- 2. 木造低層小規模建築物は年々増加しています
- 3. 快適で活用価値の高い低層小規模の木造が増えています

1. 木造建築に追い風が吹いています

1.1 脱炭素社会の実現に寄与できます

(1)地球温暖化防止に向けて

地球温暖化は、大気中に存在する二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上昇することが原因だと考えられています。地球温暖化を防ぐためには、大気中への二酸化炭素放出を減らし、さらに、大気中から二酸化炭素を取り除くことに取り組む必要があります。

植物には、半永久的に利用可能な太陽からの光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定するという重要な働きがあり、特に樹木は幹や枝などの形で大量の炭素を蓄えています。

また、製品としての木材を住宅や家具等に利用することは、木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵することにつながります(炭素貯蔵効果)。さらに、木材は、鉄等の資材に比べて、製造や加工に要するエネルギーが少なく、製造・加工時の二酸化炭素の排出量が抑制されることになります(省エネ効果)。また、木材のエネルギーとしての利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有しており、化石燃料の使用を抑制することができます(化石燃料代替効果)。

(2) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、間伐の着実な実施に加えて、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することが有効です。

2020年12月に「2050年カーボンニュートラル」に向けて、経済と環境の好循環につなげるため、国において「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

2021年6月には、民間建築物を含む建築物の木材 利用の促進を図る観点から「脱炭素社会の実現に資 する等のための建築物等における木材の利用の促進 に関する法律」への改正がなされました。国は、木 材利用拡大のため、技術の普及・人材育成を図るた めの非住宅建築物の標準図面やテキスト等の作成、 設計に関する情報ポータルサイトの整備や設計者育 成等の取組を展開していくこととされています。



林野庁資料

(3) 木造建築の推進を通じた持続可能な社会への貢献

近年、脱炭素社会・持続可能な社会の構築のため、企業としての社会貢献が求められています。

企業経営の世界的な動きとして「持続可能な開発目標 (SDGs)」^{※1}への対応、「環境、社会、企業統治の要素を考慮する (ESG 投資)」^{※2}が強く意識されるようになりました。

民間で建設する建築物で木造化、木質化を図ることは、 今後この二つの流れに沿うものとして評価されていくこ とが予想されます。



持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール

①木造化・木質化による SDGs への対応

「SDGs」の17の目標には「8. 働きがいも経済成長も」「12. つくる責任つかう責任」「15. 陸の豊かさも 守ろう」という目標が掲げられています。

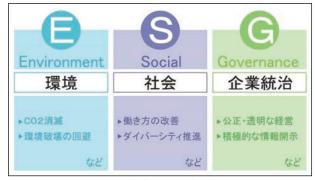
建築物の木造化・木質化を推進することにより、地域材活用による生活活動や雇用の推進、木材の活用による森林資源の持続可能な管理や利用、木材の利用による持続可能な森林経営等の活動が推進され、目標達成に貢献することができます。

SDGs の浸透などを背景に、環境や社会への貢献度が企業価値を左右する時代が訪れています。持続可能な木材利用を経営戦略に上手に取り組む企業が増えており、自社の事業用の建築物を木造で計画する企業も増えています。

②木造建築に対する ESG 投資の評価

森林は二酸化炭素を吸収するので地球温暖化対策にプラスに働き、伐採して使用する木材も二酸化炭素を貯蔵する機能があります。廃材などはバイオマス燃料として熱源となり、循環型社会では重要な役割も果たします。

ESG 投資では、企業の社会的責任 (CSR) に広く目を向け、長期にわたる視点で総合的な投資判断が行われます。 ESG 投資の観点で考えると、木造建築の建設は効果的な資本投下となる可能性があります。



ESG 投資の評価の視点

日本は伐採期を迎えた森林資源を活用する段階になっており、循環型社会への貢献、顧客満足度の向上といったリターン要素も、投資家から付加的な評価を受けていく可能性もあります。

※1:「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

※2:「環境、社会、企業統治の要素を考慮する (ESG 投資)」の ESG とは、Environment (環境)・Social (社会)・Governance (ガバナンス・企業統治) の頭文字をとったもので、企業が環境問題や社会問題に取り組んでいるか、ガバナンス (企業統治) に力を入れているかどうかなどを考慮して投資するかどうか決める考え方で、「ESG 投資」と呼ばれています。

1 2 「公共建築物等木材利用促進法」の改正により、対象が民間建築物にも拡大

- ・改正法においては、法の目的として「脱炭素社会の実現に資すること」との文言が新たに追加され、木 材利用を促進する対象について、現在の公共建築物から民間建築物にまで拡大しています。
- ・国および地方公共団体は、木造建築の設計および施工に関する先進的な技術の普及促進や、中高層の木 造建築または大規模な木造建築に関する設計および施工に関する知識や技能を有する人材の育成、建築 用木材および木造建築の安全性に関する情報提供などにより、民間建築物における木材の利用を促進し ていきます。
- ・事業者等が国又は地方公共団体と建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国や地方 公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な 社会の実現を目指します。 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等 における木材の利用の促進に関する法律」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/

主な改正点

●法律の題名、目的の見直し

・題名:**脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等**における木材の利用の促進に関する法律

・目的:「**脱炭素社会の実現に資する**」旨を明示 木材利用の促進に関する基本理念を新設

●対象を公共建築物から建築物一般へ拡大

・基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

●建築物木材利用促進協定制度の創設

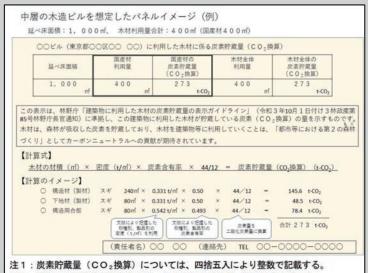
- ・事業者等と国や地方公共団体が連携し取組を実施
- ・川上と川中の事業者が協定に参画することで、地域材の利用促進にもつながります。

2021年10月には林野庁から、建築物に利 用した木材の炭素貯蔵量を分かりやすく表 示するため、「建築物に利用した木材に係る 炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」が 示されました。

このガイドラインでは、建築物の所有者、 建築物を建築する事業者等が、HWP※の考 え方を踏まえて、建築物に利用した木材に係 る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任におい て表示する場合における標準的な計算方法 と表示方法が示されています。

「建築物に利用した木材に係る炭素 貯蔵量の表示に関するガイドライン」 https://www.rinya.maff.go.jp/j/ mokusan/mieruka.html





注2:強調したい部分を太枠とする、色を変更するなど、適宜工夫すること。

注3:この表は例であり、表示事項は選択して差し支えない。

※Harvested Wood Products (伐採木材製品) の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から 伐採・搬出された木材を製材、パネル等として建築物に利用した場合にその炭素貯蔵量の変化量を温室効果ガスの吸収 量等として計上できることとされています。

2. 木造低層小規模建築物は年々増加しています

- ・低層の公共建築物の木造率は、平成 22 (2010) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 10 年間で、17.9%から 29.7%へ166%増となり、年々増加する傾向にあり、木造建築の受注の機会は増加しています。
- ・500 m²未満の非住宅の低層建築物は木造率が高く、500 m²未満の事務所、店舗、工場及び作業所、倉庫、学校の校舎、病院・診療所は、全国で年間 1,121.2 千m²もの建物が木造で建設されています。



図 令和2年度の公共建築物の木造率について(出典: 林野庁 HP)

注1: 国土交通省建築着工統計調査(令和2年度)のデータを元に林野庁が試算

注2:木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。

建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類する。

注3:木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築及び改築を含む (低層の公共建築物については新築のみ)。

注4:公共建築物とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物をいう。

表 低層・非住宅建築物の規模別整備床面積と木造率(2017年度ベース)(出典: 林野庁 HP) (単位:千㎡)

3000m²∼ 500~3000㎡未満 500㎡未満 計 用途·種類等 木造率 木造率 木造率 木造率 非住宅 5,740 9,338 7,820 22,895 15% 39% 12% 1% 事務所 39% 901 7% 4% 2,100 22% 989 211 1,942 4,310 店舗 1,074 1,295 9% 31% 2% 0% 工場及び作業所 439 1,47 2,230 3% 21% 2% 0% 4,141 5% 倉庫 735 20% 853 2% 1,993 0% 3,581 学校の校舎 33 30% 232 189 283 2% 548 10% 病院·診療所 229 67% 12% 99 15% 519 37% 192 2% 2,241 49% 3,744 23% 7,696 その他 26% 1,711

国土交通省「建築着工統計」(2017年)を基に林野庁にて作成

	/		
用途·種類等	床面積 (千㎡)	木造率	木造の床面積 (千㎡)
事務所	989	39%	385.7
店舗	1,074	31%	332.9
工場及び作業所	439	21%	92.2
倉庫	735	20%	147.0
学校の校舎	33	30%	9.9
病院•診療所	229	67%	153.4
		計	1,121.2

表 500 m未満の非住宅建築物の木造床面積 (上記表を基に作成)

3. 快適で活用価値の高い低層小規模の木造が増えています

3.1 木造低層小規模建築物の建設

- ・全国で地域に根ざした地域工務店等が建設した多様な用途の木造低層小規模建築物がつくられています。
- ・今までは木造ではつくられなかった用途でも、多様な構法により、特性に応じた空間を実現できるよう になっており、建物用途に応じた階数・階高や柱のない大きな空間等、特性に応じたな空間が、材料、 構法、技術の開発等が進み実現が可能です。

●店舗(2階建て)の例



木質化された温かみのある外観

利用者に親近感のある執務スペースの実現

●幼稚園・保育所の例



住宅のような親しみやすいスケール感の実現



ネイルプレートトラスによる温かみのある無柱の大空間の実現

●高齢者施設の例



住宅のような親しみやすい建物形状の実現



大小梁架構による温かみのある無柱の大空間の実現

●倉庫の例



機能性に対応した大きな階高の実現



平行弦トラスによる大きな階高・スパンの建物の実現

●事務所(2階建て)の例



木質化された開放的でモダンな外観

●薬局(2階建て)の例



木造らしい親しみやすい建物形状の実現

●飲食店の例



内部の木造・木質感がにじみ出した外観

●カフェ併設の葬儀場の例



住宅のような親しみやすい建物形状の実現



温かみのある執務スペースの実現



単材梁による開放的な空間の実現



大小梁架構による非日常的な印象の空間の実現



住宅のような落ち着きのある空間の実現

3.2 木造低層小規模建築物は他の用途への展開も容易です

- ・それぞれの建物用途には用途に応じて、階数・階高や柱のない大きな空間等の空間的な特性が求められ、多様な 構法により、それらの特性に応じた空間を実現することが可能です。
- ・木造は耐力壁の変更も、間取りの変更もしやすいことに加えて、何処でも材料調達が可能で、造り手の職人・大工も地域に根ざしているので、増改築がしやすい特徴があります。



商家をカフェに改修した例





小学校をレストランに改修した例 (写真:佐武浩一)





銭湯を事務所他に改修した例



木造低層小規模建築物の受注機会の創出く企画段階>

- 1. 木造低層小規模建築物の事業化のパターン
- 2. 地域工務店等が事業主(施主)・事業コンサル等に伝えるべき情報

1. 木造低層小規模建築物の事業化のパターン

木造低層小規模建築物は、500 ㎡程度の規模で平屋建て又は2階建ての建物を中心とし、1,000 ㎡程度を最大規模と想定しています。この規模の建物を受注するためには、施主等の属性や事業企画立案等の流れを理解し、適時適切な対応をすることにより受注の機会をつくることが望まれます。

1.1 事業主(施主等)の属性

(1) 地主

II

地主は、事業を行うための土地を所有している主体で、自ら建物の建設や事業の運営を担う場合もありますが、状況に応じて、事業を運営する事業主や、開業支援等を行う事業コンサル等と連携し、土地・建物を賃貸活用して事業を運営することも考えられます。

(2) 事業主

事業主は、土地・建物を活用して事業を運営する主体であり、土地・建物を所有または賃借し、建物を自主運営する場合や、テナントに賃貸する場合等、状況に応じて事業の運営方法は様々なケースが考えられます。

(3) 事業コンサル等

事業コンサル等とは、事業を開始する際に必要となる事業計画、建設計画、事業運営等、事業に関わる様々な支援等を行う主体を言います。

事業コンサル等は、医療、福祉、物販、サービス等、業種ごとに存在し、事業計画、建物の建設、事業運 営等の支援を行っています。支援の対象は、大手チェーン店から個人開業まで幅広く対応しています。

また、各業種における製品の販売促進を目的に開業支援を行っているケース(医療施設、薬局、理・美容店等)や、業種固有の用途の建物の設計に特化した設計コンサルが補助金申請業務等も含む開業支援や設計を行っているケース(医療施設、福祉施設等)等、様々な業態のコンサルが存在しています。

(4) 施主

本手引きでは事業を運営するための建物建設を施工者(地域工務店等)に発注する主体を施主と言います。 事業の展開パターンにより、①地主が自身の土地に建物を建設して運営するケース、②事業主が地主に土地 を借りて建物を建設するケース、③地主が建物を建設し事業主が借りるケースが考えられます。詳細は1.2 の事業展開のパターンを参考にして下さい。

1.2 事業展開のパターン例

事業の展開は、事業主の業務方針・経験・技術蓄積、土地所有の有無や資金状況に応じて様々なケースがあります。その事業展開ケースに応じて地域工務店等が関わる対象が異なり、大きく以下の4つのケースが考えられます。

(1) 地主が自身の土地に建物を建設して運営するケース(地主が施主)(事業コンサル介在なし)

- ・施工者である地域工務店等が事業主から直接依頼を受け、設計及び事業計画の 立案から工事まで一貫して行うケースです。
- ・地域工務店等が施主に対して木造化のメリットや地域工務店等が木造建築に取り組むことの有益性を伝え、それぞれの用途に基づく建物内容や規模・費用等に応じた提案力が求められます。

(2) 地主または事業主が自身の土地に建物を建設して運営するケース (地主が施主) (事業コンサル介在あり)

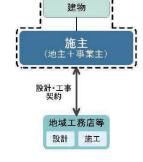
- ・地主または事業主が建物建設、事業運営等についての経験・技術蓄積があり、 自身が所有している土地に建物を建て、事業運営も行うケースです。
- ・このケースでは地域工務店等が事業主と直接接点があることが前提です。
- ・地域工務店等が事業コンサルを介して施主に対して木造化のメリットや地域工 務店等が木造建築に取り組むことの有益性を伝え、それぞれの用途に基づく建 物内容や規模・費用等に応じた提案力が求められます。

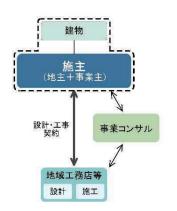
(3) 事業主が地主に土地を借りて建物を建設するケース(事業主が施主)

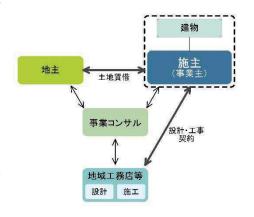
- ・地主が所有している土地の活用をし、不動産事業者や事業コンサル (以下、事業コンサル等)と打ち合わせ、事業建物を建設・運営して 土地を活用する事業主等と契約を結ぶことが考えられます。
- ・このケースでは、地域工務店等が事業コンサル等又は事業主と接点 があることが前提となります。
- ・地域工務店等が事業コンサルを介して施主に対して木造化のメリットや地域工務店等が木造建築に取り組むことの有益性を伝え、事業コンサル等から地主へ意思決定できる材料提供が必要であり、それぞれの用途に基づく建物内容や規模・費用等に応じた提案力が求められます。※事業コンサルが介在しない場合もあり

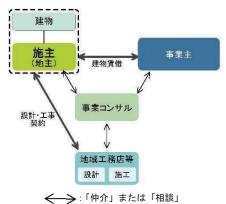
(4) 地主が建物を建設し事業主が借りるケース(地主が施主)

- ・地主が建物を建設し、建物を利用する企業や団体等の事業主に賃貸 するケースです。
- ・このケースでは、施主(地主)及び相談または仲介している事業コンサル等に対して木造化のメリットや木造建築を地域工務店等が取り組むことの有用性を説得できることが必要であり、それぞれの用途に基づく建物内容や規模・費用等に応じた提案力が求められます。
- ・地主主体の事業の為、(1)、(2) と同様に、地主と同じ地域に根差 した工務店に優位性が有ると考えられます。※事業コンサルが介在しない場合もあり









2. 地域工務店等が事業主(施主)・事業コンサル等に伝えるべき情報

2.1 事業企画の段階で伝えるべき情報

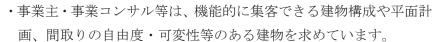
(1) 事業性・合理性の高い建物に関する情報

事業主・事業コンサル等は、事業企画を検討するにあたり、事業性 の高い建物とすることを求めています。

- ・低層の 200 坪程度 (660 ㎡) の建物も住宅同等以上の性能の木造で 建設できることや、それに伴う工事費の概算が鉄骨造と同等以下 であること等の情報の提供を必要としています。
- ・初期の建設費等のみならず、将来にわたり維持管理等のランニングコストも抑えられることを提示できることが必要です。
- ・建物を木造で建てることにより、地球環境の改善や地域経済の 活性化に寄与している点を示すことができると、環境貢献・地 域貢献をアピールしたい事業主に有用であると共に、資金調達 の面で有用となる可能性があります。



事業主は、建物の間取りや性能、イメージ等に関する情報を求めています。



- ・事業コンサル等が、事業主等へ事業企画を提案する場合において は、事業意図に合致した計画建物のイメージや過去に建設した類 似の事例情報の提供が有用です。
- ・事業主は、建物が木造であるか否かは意識していない場合が多い 一方で、内装に木が使われることの快適性や雰囲気の良さを評価 する場合が多々あり、木質化の可能性に関する情報提供は有用で す。

(3) 地域工務店等が建設することのメリットに関する情報

地域工務店等による建設のメリットを伝えることが有用です。

・地域工務店等が200坪程度(660 ㎡)の建物も様々な関連事業者との連携により木造で建設できることの信頼性・迅速性や、地域の木材を活用し、地域の木造建築関連事業者と連携して建設することにより、地域経済の活性化にも寄与することを示すことできると、地域の事業主等の好評価にもつながり有利になることが想定されます。



柔らかみのある印象の医療施設の例



温かみのある保育園の保育室の例



外観イメージの提案例



内観イメージの提案例

(4) 地域工務店等の信頼性に関する情報

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者の必須の審査として、建設業者の「経営状況」と「経営規模」、「技術力」、「その他の審査項目(社会性等)」について数値化し評価した「経営事項審査」があります。民間の事業主(施主)が木造低層小規模建築物の工事発注を検討する際にも当該審査結果を参考とすることがあり、こうした経営状況の評価を提示できるようにしておくことが有用です。

(5)補助金に関する情報

現在、非住宅建築物の整備に活用可能な様々な補助事業や制度があります。こうした補助事業による補助金を活用して木造低層小規模建築物を整備することも有用です。

林野庁では「非住宅建築物の整備に活用可能な補助事業・制度等一覧(令和4年度概算決定版)」として 林野庁をはじめ、国土交通省、環境省、文部科学省、厚生労働省等、所管の補助事業・制度の概要を紹介し ています。また各地方公共団体による事業や制度もありますので参考にして下さい。

林野庁HP「建築物の木造化・木質化事例、参考資料」 https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/zirei_sankou/index.html

